

第485回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和4年12月15日)

第485回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和4年12月15日(木) 12時58分～14時11分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和4年12月1日(木)

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員(14人) 北田國一, 川岡勝義, 高橋勝盛, 濱松照行, 箱崎照男, 米田輝隆,
下前清弘, 林 建志, 山田正通, 海野徹也, 川下求, 野田秀明,
高田幸典, 松下博紀

県(5人)	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	小川 憲太
	〃	主 査	杉岡 光
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 福地次長, 中林主査, 木村主査

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第40号議案 広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について

第41号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について

第42号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について

第43号議案 岡山県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

第44号議案 香川県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

第45号議案 愛媛県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

(2) 協議事項

第46号議案 令和5年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について

(3) 報告事項

- ・漁業法90条に基づく資源管理の状況などの報告（令和3年分）について
- ・海区漁場計画案の策定状況等について

6 議事の経過

12時58分、事務局の福地次長から第485回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し14名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に下前委員と山田委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第40号議案 広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について】

議長 第40号議案「広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第40号議案の提案理由を説明した。【提案内容は事務局から説明する旨発言】）

杉岡主査 （資料1により、広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量の設定に係る委員会指示について説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

濱松委員 県内のどこでたくさん獲れているのでしょうか。

議長 県内では獲れていないと思います。瀬戸内海ではどこで一番獲れていますか。

杉岡主査 まいわしは、本県ではほとんど漁獲されておりません。過去にスポット的に漁獲量が多かった時期がありましたが、平均すると年に数トンです。まあじは、本県ではおよそ年間30トンくらいで推移しています。主には、太平洋などの外海で獲れます。

濱松委員 漁獲されていないのに規制しろと言われているのですね。

議長 まさば、ごまさば等は、長崎の方で多く漁獲されているのではないのでしょうか。

杉岡主査 さばもそうですね。

議長 そうでしょう。

川岡委員 広島県ではそんなに獲れていません。

- 濱松委員 昨日テレビで見ましたが、あじは長崎の方から多く流通しているようです。
- 海野委員 当初配分の基本シェアは0.03%とされていますが、どういう計算で出されているのでしょうか。
- 杉岡主査 まあじを例にしますと、本県の漁獲量は数十トンくらいですので、日本全体の漁獲量のシェアにすると0.03%ということです。
- 海野委員 微々たるものということですね。それでは、例えば岡山など近隣県でも同様なのでしょうか。
- 杉岡主査 瀬戸内海は同様です。
- 松下委員 「イ 対象とする漁業」は、「広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所がある者が採捕する漁業」と書いてありますが、例えば、岡山の人が広島で漁獲した量は報告の対象にはならないのでしょうか。
- 議長 地元の岡山で報告するのでしょうか。それとも、漁獲した県に報告するのでしょうか。
- 杉岡主査 基本的には属地、つまり水揚げされた場所になると考えます。漁獲したのが広島でも、岡山で水揚げしたら岡山に報告することになります。
- 議長 他にありませんか。
- 無ければ採決に移ります。第40号議案「広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
- 全委員 はい。
- 議長 異議なしと認め、第40号議案は原案のとおり承認します。

【第41号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について】

- 議長 次に、第41号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。
- 福地次長 （議案内容により、第41号議案の提案理由を説明した。【提案内容は事務局から説明する旨発言】）
- 小川主査 （資料2-1により、うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示に係る委員会指示について説明した。）
- 議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。
- 濱松委員 地元該当する漁業者がないので、解禁や漁期終わりなど現場の詳しい状況がわかりません。
- 川岡委員 広漁協には当該漁業者がいます。ウナギ稚魚を2月から5月の手前までは獲っている。年々少なくなっていますので、カワウ等に食べられているのだと思います。
- 山田委員 他の国もたくさん取っていますから。質問なのですが、ウナギ稚魚の確保について

は、天然物の採捕のほかにも人工種苗生産にも取り組まれています。許可方針を出して天然種苗の漁獲期間を制限していますが、よくわからないところで議論されている部分があります。人工種苗生産や完全養殖をできるようにして、人工種苗をたくさん生産する目途を早く立てた方が、難しい議論をする必要がなくなるのではないのでしょうか。これに関する国の目途についてはご存じないのでしょうか。

小川主査 目途が立っていないとしか申し上げられません。テレビ等の報道でも「完全養殖を目指して」というニュースをたまに見られることがあると思いますが、養殖用種苗として大量生産して販売供給するまでの目途が立っている段階ではなく、まだ研究の段階です。

山田委員 まだ生産原価が高く、例えばシラスウナギが100円とか1,000円とか、そんな単位だと思います。各県では、色々な魚の稚魚を種苗生産していますが、あのくらいのレベルになるのはいつ頃になるのでしょうか。

小川主査 お答えするのは難しいです。人工種苗が安く購入できるという状況になれば、天然種苗の漁業許可自体が必要なのかという議論も出てくると思います。

山田委員 産地制限の話もクリアできるので、人工種苗生産をしっかりとの方が良い。わからない部分でわからないことを色々しても仕方ないと思います。他のアジア各国もシラスウナギを一生懸命獲っているのだから、日本がどのくらい獲っているからどうするんだという話はあるのだと思いますが、もう一度整理の仕方を考えても良いのではないのでしょうか。難しい話であることはわかります。

議 長 うなぎの養殖は誰でもできるものではないですよ。

小川主査 できません。国の許可が必要です。

議 長 阿賀の出身の人がやっているところに勉強に行ったことがあります。誰かが辞めて、それを引継ぐ形でしか認められないと聞きました。

木村課長 枠が空いたらできる形です。

川岡委員 阿賀ではなく、安浦で兄弟がやっています。ウナギ稚魚が獲れないときは、稚魚を買ってやっています。

議 長 他にどなたかおられませんか。よろしいでしょうか。

なければ採決に移ります。第41号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第41号議案は原案のとおり承認します。

【第42号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について】

議 長 次に、第42号議案「備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第42号議案の提案理由を説明した。【提案内容は事務局から説明する旨発言】）

小川主査 （資料3により、ごち網漁業許可に係る申請期間等に係る委員会指示について説明した。）

議 長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

濱松委員 今までどおりで良いのではないですか。

議 長 なければ採決に移りますがよろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。第42号議案「備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 反対がないようなので、異議なしと認め、第42号議案は原案のとおり承認します。

(2) 協議事項

【第46号議案 令和5年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について】

議 長 続いては、第43号議案から第45号議案の付議事項に入るところですが、協議事項の第46号議案の後にご審議いただく方がよろしいかと思しますので、協議事項を先に上程いたします。

第46号議案「令和5年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」を上程します。内容について、事務局から説明してください。

福地次長 （資料5により、対岡山・香川連合海区漁業調整委員会の入漁協定(案)及び開催予定等について説明した。）

議 長 ただいま事務局から説明がありました。ここままで委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

濱松委員 緩衝海域について岡山県からの要望はありますか。

福地次長 底びき網の関係のことでしたら、その後事務局には特に話はありません。

議 長 次に広島・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定に移ります。

福地次長 （愛媛県海区委員の補選等について情報共有を行った。また、資料5により、広島・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定(案)について説明した。）

議 長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

山田委員 事務局の説明の中で、対愛媛の弓削島地区の19統という数字が出てきました。本来であれば枠は25統ではないかと思うのですが、従来どおりという見解が、具体的に25なのか、19なのか、愛媛県事務局はどう言われていたのでしょうか。

福地次長 どちらと明言はされませんでしたので、改めて確認いたしますが、これまでの経

緯を考えますと昨年より増やす要望は厳しいと思われます。愛媛県の事務局とのやり取りでは、25でも良いという感触はありませんでした。このため、案のとおりとするのが良いと思います。

濱松委員 私も同じ意見ですが、今年は昨年の枠で要望して、新規就業者が増えているという事情があれば、それを理由として来年以降は枠を少しでも増やしてほしいと頼むのが良いと思います。

川岡委員 それが最善だと思います。

議長 弓削島、岩城島等の地元漁協での話し合いで決められるので、事務局同士で簡単にできる話ではないのでしょうか。

高橋委員 許可実績数を基に要望するなら、統数は減る一方です。入漁協定はそのようなものではないと思います。

山田委員 本来は高橋委員のおっしゃるとおりだと思います。来年の2月に行われる連合委員会は対面開催になると思うので、改めて今までの流れを検証して、これからどうするのかを決めていかなければなりません。

議長 他にありませんか。

濱松委員 原案どおりで構いません。

議長 それでは採決に移ります。第46号議案「令和5年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 また、この案を踏まえ、入漁交渉及び協定の締結については、交渉委員に一任するという事によろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第46号議案は原案のとおり承認し、交渉委員に一任することといたします。交渉委員の皆様、よろしくお願いいたします。

(1) 付議事項

【第43号議案 岡山県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

【第44号議案 香川県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

【第45号議案 愛媛県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

議長 それでは、付議事項に移ります。第43号議案・第44号議案・第45号議案は、関連事項として一括上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第43～45号議案の提案理由を一括で説明した。【提案内容は事務局から説明する旨発言】)

小川主査 (資料4-1～4により、岡山・香川・愛媛県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について説明した。)

議長 ただいまの事務局から説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

濱松委員 ありません。

議長 なければ採決に入ってもよろしいでしょうか。

それでは採決に移ります。第43から第45号議案「岡山・香川・愛媛県からのそれぞれの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 また、この内容は入漁交渉によって変わる可能性がありますので、入漁協定の締結内容をこの制限措置などに反映させることについては、会長と事務局が確認の上で県に一任するというところでよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということなので、第43号・第44号・第45号議案は原案のとおり承認します。ただし、各入漁協定の内容による変更は、会長と事務局が確認の上認めることといたします。

(3) 報告事項

【漁業法90条に基づく資源管理の状況などの報告（令和3年分）について】

議長 それでは、報告事項に移ります。

「漁業法90条に基づく資源管理の状況などの報告（令和3年分）について」、県から説明してください。

小川主査 （資料6により、漁業法90条に基づく資源管理の状況などの報告について説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見・ご質問をお願いします。

濱松委員 別段今までと変わったことはありますか。

小川主査 今ある漁業権の内容については、特に変わったところはありません。法改正があり、漁業権の切り替えのタイミングでもあったので、この報告が5年か10年に1回のように思っている漁協もおられるかと思いますが、法律には毎年報告することと定められました。取りまとめ方も検討すべき点がありますが、法改正後初めてというところですので、まずは漁業権者から報告を提出していただくことを最優先とした次第です。報告は毎年行うこととなります。報告内容については、漁業権切り替えの参考にしたいと考えています。

議長 ご意見、ご質問はありませんか。

全委員 はい。

【海区漁場計画案の策定状況等について】

議長 では、続いて「海区漁場計画案の策定状況等について」、県から説明してください。

木村主査 （資料7により、海区漁場計画案の策定状況等について説明した。）

議長 ただいまの説明について委員の皆様のご意見・ご質問をお願いします。

山田委員 事務局から説明のありました内容について、「第4種共同漁業権について」の資料7-4の1ページ目の4の一番最後の「このため、今回の要望については漁場計画を見送る」というのは、裏のページの1件だけの話でしょうか。

木村主査 第4種共同漁業権について今回要望があったのはこの1件のみですので、これについては見送るということです。そもそも新規をどうするかということですが、基本的にここで説明した内容からすると、新規はきわめて難しいと言わざるを得ないと思います。ただし、この先漁場の形成がどのように変わっていくかというところはわかりませんので、新たに魚が蛸集する漁場が形成されたという背景が窺われた場合は、検討した上でまた判断していきたいと思いますが、基本的には難しいと思っています。

山田委員 ですから、今回の要望というのは、この1件について、新規の要望ということですね。

木村主査 そうです。

山田委員 だから、上に書かれている38件は従来どおりということですね。

木村主査 そうです。

山田委員 もう一つ、資料7-2ですが、4ページ、5ページの「新たに加えた漁業」というのがありますが、多くは藻類で、ところどころに水産動物があります。特にあわび類が書かれている所がそれなりにありますが、なまこもあります。資源管理の状況の報告の中で、定期休漁とか種苗放流といった項目がありますが、なまこは禁漁期が決まっているから良いのですが、あわび類についてはどのような形で資源の管理をする計画になるのか教えていただきたい。第1種共同ですから、漁業権者が資源の管理をしながら増殖行為を行って組合員が主として採捕するということになると思いますが、こういった行為を免許を受けた側としてされるのかということが、書かれているのか書かれていないのか、どういう風に県としては判断されているのか。毎年資源管理の状況を報告されているはずですが。

小川主査 毎年資源管理の報告をしていただくことになっておりますが、あわび類をどう資源管理していくかということは、組合の中で行使規則で検討されたものが、たとえばサイズであるとか、禁漁であるとか、そういったところで組合の方で定めたものがあればそれを遵守しているかどうかといったところを報告していただくことになります。現在今から加えるものについて、こういった方法で組合、漁業権者が資源を管理していくかということは、これから組合の方で話し合っ決めていただくこ

とになります。

山田委員 先年、あわびの漁業許可の話が出ましたよね。それと今回のあわび類の第1種共同漁業権の免許対象としての素案に入れるだろうという話と、その辺のリンクをどう整理されるのか。組合が管理者責任で管理していかないといけないのでしょうか、県が許可してきたものを今度は組合が漁業権として管理していくとなると、例えば許可を受けた漁業者がそこに入ろうとした場合、どういう風な整理をするのか、例えば同意を得なければいけないよとか、そんな簡単な話で済むのか、そこはどう考えておられますか。

木村主査 山田委員からご指摘いただいたところは、県の方でも検討課題として担当者会議等でもあがっているところです。あわび・なまこの許可ということで許可を受けた方々と、新たに漁業権として免許するということで、漁場の区域が競合するという事態が当然想定されるものです。そういったところも、実際どの場所で競合が起こり得るのかも含めて今回意見を拾っていこうということで、素案に載せて意見募集しようと思っております。現在許可を受けた方々については、個別又は漁協を通じて、意見募集をしているのでぜひ意見をあげていただきたいとアナウンスした上で、出てきた意見について県の方で調整を図っていくことを考えております。

山田委員 わかりました。

米田委員 第4種共同漁業権の資料7-4について、この38件というのは共同漁業権が今までどおりあるんですね。新しく新規に図面に示した、この三角形の区域の申請はダメということですね。

木村主査 そうです。

米田委員 これを免許すれば、遊漁者を避けて漁業者を守ることができるのではないですか。ここに共同漁業権が無かった場合は遊漁者も入れるわけでしょう。

小川主査 そちらの第4種共同漁業権の要望のあった区域について説明したいと思います。このたび第4種共同漁業権の要望のあった蒲刈町漁協、呉豊島漁協の方にお話を伺ったところ、これはこの要望の区域だけではなく、当漁場全体の問題なのですね。端的に言えば遊漁者のマナーがあまりにも悪くて、遊漁者が自分たちの正当な漁業の操業を妨げている、もしくは資源保護をしているマダイ、アコウ等の小さな稚魚まで持って帰る。そういった不満が根底にあります。マダイだけでなくアコウ、オコゼ等も地元の方が放流して小さな稚魚の保護、増殖場の管理等をして守っている漁場ですので、今回第4種の漁業権として計画を立てることにはなりませんでしたが、県として何ができるかということで、地元の方々と話をさせていただいて、遊漁者のこういった行為が迷惑になるのか、こういったことをやめてほしいのか、こういった魚を守っていききたいのか、それを遊漁者に訴えていきたい区域はこの漁場の中でどの範囲なのかを定めて、漁業者の正当な操業を確保するという目的をも

って地元のルールとして、遊漁者に周知・啓発していくところから取り組んでいきたいと考えております。漁業権の第4種免許から外れてしまいましたが、補足説明とさせていただきます。

米田委員 今言われたように、遊漁者に周知徹底するように、広島県のホームページに載せているかもしれません。マナーを守りなさいよと。確かにやっていると思いますが、それを守らないからこうなっています。いくらホームページに載せても皆は見えていません。遊漁者は、海は皆のものだろうという意識だと思います。その状況に困っているから、このような要望が出されている。それを今の説明では、遊漁者に対して周知徹底するからということですが、漁業者の方から、ここは我々の漁場だから釣らないでとはなかなか言いにくい。喧嘩にもなる。

小川主査 確かに、どう言っても守らない人がいます。小さい稚魚を獲らないでくれと言っても守らない人がいる状況もあるし、県のホームページに載せたところで、見ても気にしない、要は自分たちがお願いしたことを守ってくれない人がいると思います。ただ、それでもやはり取り組み、運動していかないことには効果も出ないということで、場合によっては県と漁業者が一緒になって実際に現場に行き、その漁場で遊漁者やプレジャーボートに向けてビラを配るなり、注意喚起していく等の取り組みもしていく必要があると思います。地元的意思を尊重するという前提ですが、そういったことをまず県としては取り組んでいかなければと考えております。

川岡委員 県が一番悪い。遊漁船を許可するのが一番悪い。タチウオがちょっと釣れだしたと情報が出たら、遊漁船がものすごく来るんですよ。そして喧嘩になるんですよ。うちは県から許可をもらっているんだから良いでしょうという調子なんです。やはり県も少し考えてくれないと漁業者は死活問題です。

議長 この要望書はうちと蒲刈が出した訳なのですが、今言われたように何かのトラブルが起きると思います。しかし、県の方からもいろいろな対策を練るということで当方も引いたのです。今まで何十年とイカナゴの袋網漁業で蒲刈の漁師が大変助かった、餌が豊富にある瀬戸内海で一番素晴らしい魚が獲れる漁場なんですよ。タイ、ヒラメ、オコゼとか、全部が全部釣ってはだめとは言われなから、どうにかできないかということで県に要望書を出しました。いろいろやってくれるんでしょう、たまには現場にも来て。

川岡委員 今許可がある人は仕方がないが、今から入れないようにしてもらわなければ。

濱松委員 瀬戸内海の広域委員会にリモートで出席したのですが、その他事項において例のタコ等々の発言をしたのです。中には（先行的な取組の）パンフレットを配っている県があるので、情報を教えてほしいと言ったのですが、当事者は言ってくれない。地元では声を大にして言っているのですが。私はこの4月から漁具に絡まって引き揚げられた（タコエギの）現物を山積みにしてモニターの前で事務員に持たせ

て見せました。大変ですねと言われましたが、情報交換には至りませんでした。それで議長が、公の場で言いにくいのであれば、三原市漁協の方へパンフレットなり何なり情報提供するようと言ってくれましたが、良い知恵があったら教えてくれと言っても言いません。

議長 三原市漁協はタコだけでしょう。

濱松委員 なんでもですよ。タコだけではないです。

議長 いや、パンフレットを出したのはですよ。うちはもう、何を遊漁船に釣ってくれるなど言えいいかわからないのですよ。遊漁船は釣ってくれるなどという魚ばかりなのですよ。これから何にしぼっていくか。

川岡委員 しかしね、お前の海かというように来だしたらどうにもならないですよ。何か問題が起きてからでは遅いですよ。

濱松委員 漁師は少なくなってきましたが、素人は手数が多いです。水揚げと言え漁師より多いと思います。何かにつけて。その上休みがない。とにかく体が空いているから遊びに来る。漁業者の我々から見たら、素人には何らかの規制をかけてもらいたいところがあります。

木村課長 先ほどの遊漁の問題は県内どこでもあると思います。ここの区域は非常に重要な海域で魚影も濃いと聞いておりますし、遊漁者対策はこれまでそれほど機能していないという意見もございますので、先ほど小川の方からもお話もしましたように、現状も把握させていただきながら検討していきたいと思います。また、遊漁者との関係は他県でも先進的な事例があったりしますので、話し合いの仕方ですとか、法律に基づく制度もありますので、研究しながら対応させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

松下委員 地域に決まったルールで、遊漁船などに対して強制力のあるものはないのですか。

小川主査 遊漁船業に対して指導といったことはできるのですが、先ほどの他県での先進的な事例というのは、その漁場を利用する漁業者と遊漁船同士との間で協定のようなものを結んで、それに対する協力金とかルールを守るといった取り決めをするといったものです。それに違反したからと言って、法的には罰金を取るとか罪になるとか言った強制力を発動するものではありません。

議長 これから、遊漁船にはいろいろあるでしょうね。

高橋委員 我々は放流もしているのに、遊漁者にそういった負担を求める制度はないのでしょうか。遊漁船は釣って楽しんで、釣った魚は放流してもらわないと困ります。

議長 他にありませんか。無いようであれば、本日は予定していた議題は以上ですが、他に委員の皆様から何かございますか。

箱崎委員 各組合員が、行使規則で決まったことがあるので、それに対して県に要望があってもはっきりと断ってもらいたい。各組合の行使規則で決まっているからだめです

と却下してくれなかったら、こちらが困るのです。回答する時に今後気を付けてもらわないと。うちはやってはいけない漁法があるのです。准組合員がそれをやっていて、うちの組合員がやったらいけないと止めたら、「県の方に確認したらいけないと言わなかった」と言う。他の組合は認めているのに、うちの組合だけダメな漁法がある。私らがほんの小さいときから、組合が決めた行使規則を県の方に出しているのだから、今後気を付けてもらわないと、来年総会に大変なことになります。

木村課長 県の方には伝わっていますから。今後十分気を付けるようにします。

議長 無いようですので、これで第485回広島海区漁業調整委員会を終了します。長時間にわたり慎重な審議をしていただきありがとうございました。

上記のとおり議事の内容を明確にするため、署名捺印する。

令和4年12月15日

議長

議事録署名者

議事録署名者